

令和7年度 大阪府後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画

大阪府後期高齢者医療広域連合

1. 目的

後期高齢者医療保険料は、国、府及び市町村からの負担金及び補助金のほか他の医療保険制度からの支援金等とともに、後期高齢者医療制度の運営に必要不可欠な財源となっている。また、その保険料収入の確保は、被保険者間の負担の公平性を確保することのみならず、支援金を負担している現役世代の理解を得る観点からも極めて重要である。

当計画は、上記を踏まえ、効果的かつ効率的な収納対策を推進することにより、保険料収納率の更なる向上に努め、本制度の安定的な運営に寄与することを目的とする。

2. 現状と課題

令和6年度保険料の大阪府全体の収納率は、普通徴収の収納率が、98.90%（対前年度比0.01ポイント減）、特別徴収を含めた全体の収納率が99.41%（対前年度比0.03ポイント減）となり、令和6年度の普通徴収目標収納率98.96%及び全体の目標収納率99.46%は達成できなかった。

また、令和6年度の全体の収納率が前年度比を下回り、半数以上の市町村で前年度比を下回っていたことから、令和7年度はより一層収納対策を強化する必要がある。

普通徴収と特別徴収の割合に関して、普通徴収の調定額については、令和4年度は約1,129億円のうち約582億円（全体の51.54%）、令和5年度は約1,162億円のうち約598億円（全体の51.43%）、令和6年度は約1,290億円のうち約690億円（全体の53.5%）と増加し、普通徴収の被保険者数については、令和4年度は373,000人（全体の29.51%）、令和5年度は375,874人（全体の28.60%）、令和6年度は371,719人（全体の27.94%）、となっている。

普通徴収の内訳では、口座振替の被保険者が、令和4年度は219,297人（全体の17.35%）、令和5年度は212,144人（全体の16.14%）、令和6年度は227,789人（全体の17.12%）と推移し、納付書の被保険者が、令和4年度は153,703人（全体の12.16%）、令和5年度は163,730人（全体の12.46%）、令和6年度は143,930人（全体の10.82%）、と推移している。

令和6年度の大阪府の収納率は引き続き全国で低位に位置していると想定される。

また、市町村間の全体収納率の較差は全体で0.96ポイント、普通徴収で1.93ポイントとなっている。

保険料の収納対策においては、賦課当初からいかに保険料の未収を生じさせないかの

施策も重要であり、収納担当と賦課担当の緊密な連携が求められる。普通徴収（特に納付書支払い）は支払い漏れに繋がりやすい。そのため、特別徴収の捕捉回数を増加させることや、平準化を実施することで、全体に対する特別徴収の割合を維持または増加させることが求められる。また、申請により徴収方法を普通徴収としている者が滞納を続ける場合に、再度特別徴収へ変更する施策を検討する必要がある。

さらに、資格取得後の初期滞納は以降の滞納に繋がりやすいため、特に資格取得時を中心に口座振替の勧奨を積極的に行う等、適切な対策を継続的に行う必要がある。

未収の保険料が生じた場合は、速やかに納付勧奨や納付交渉等を実施し、滞納を長期化させないことが重要となる。その一方で、再三の納付交渉を行っても納付がない場合は、財産調査の上、差押等の滞納処分をこれまで以上に厳正に実施する必要がある。現状、滞納処分を積極的に実施できていない市町村も多いが、今後は、各市町村における滞納処分の強化を行い、大阪府全体で収納率を底上げする必要がある。

一層の収納対策の取組み強化を図るため、各市町村内関係部署内で連携し、各部署が収納対策の重要性に対する共通認識を持つことが重要である。また、当広域連合は収納担当者会議等を実施することで、市町村間での情報共有ができる機会を設ける。

3. 目標

令和6年度は、保険料収納率が前年度を下回り、かつ目標を達成できなかったことから、2か年計画（令和6年度～令和7年度）で設定した令和7年度目標は見直し、新たな目標を設定する。

令和7年度において、令和5年度の全体の収納率である99.44%を超えるまで回復し、令和10年度に全体の収納率が99.50%をめざす。

よって、令和7年度の大阪府全体の目標収納率は、

特別徴収を含めた収納率	99.45 %	
普通徴収収納率	98.94 %	とする。

令和 7 年度以降の目標収納率の算定について

令和 6 年度の目標収納率を達することはできず、また、前年度と比べ全体及び普通徴収の収納率はいずれも減少した。

そのため、令和 7 年度保険料収納対策実施計画では、令和 6 年度に策定した目標収納率を改め、令和 7 年度単年度で目標値を設定する。令和 7 年度は、これまで以上に滞納処分の強化することで普通徴収の収納率の向上を図り、また特別徴収を適切の実施することで、令和 5 年度の水準を上回ることをめざす。

なお、令和 8 年度は第 10 期保険料率改定による後期高齢者医療保険料が設定されるが、子ども子育て支援金の上乗せにより、これまでの料率改定時以上に保険料額が上昇する見込みである。そのため、令和 7 年度に収納対策の強化を行うことで収納率向上に向けての足固めを行い、令和 8 年度時の収納率の維持を図る。

令和 9 年度以降も継続的な収納対策を続けることで、令和 10 年度には全体の収納率を 99.50%にすることを目標とする。

- 収納率の増加は、全体に対する普通徴収と特別徴収の割合の増加を合わせて考える必要がある。

令和 7 年度の特別徴収と普通徴収の比率をおよそ 48.00%対 52.00%とした場合、全体の目標収納率は 99.45%、普通徴収の収納率は 98.94%となる。(いずれも、令和 5 年度の実績を上回る数値。)

(参考) 令和 3 年度～6 年度の実績と、令和 7 年度の上昇イメージ

	全体の収納率	普通徴収の収納率	特別徴収の比率	普通徴収の比率
令和 3 年度 (実績)	99.51 %	99.00 %	51.49 %	48.51 %
令和 4 年度 (実績)	99.41 %	98.85 %	48.46 %	51.54 %
令和 5 年度 (実績)	99.44 %	98.91 %	48.57 %	51.43 %
令和 6 年度 (実績)	99.41 %	98.90 %	46.50 %	53.50 %
令和 7 年度 (目標)	99.45 %	98.94 %	48.00 %	52.00 %

- 算出方法は以下のとおり。(R 6 実績ベースに令和 7 年の調定額伸び率を 1.03 で計算)

全体調定額 (令和 7 年度推定値) 132,886,866,863 円 . . . ①

全体収納額 (令和 7 年度推定値。普通徴収収納率を 98.94%と仮定) 132,154,394,453 円 . . . ②

②÷①×100= 99.45 %

4. 市町村の具体的取組み

収納対策は、特別徴収の適切な実施や口座振替の勧奨等の「保険料を納めやすい環境の構築」、納付勧奨や納付交渉等の「滞納を長期化させない取組み」及び「滞納処分実施の徹底」により実施していく。

賦課当初から保険料の未収を発生させない取組みが重要であり、そのためには賦課担当と収納担当が緊密に連携し、下記の取組みに当たる必要がある。

また、収納対策については現年度分だけでなく滞納繰越分についても実施する。

なお、徴収業務において法的な問題が発生した場合、その対応として当広域連合では法律相談等市町村支援業務（「5 広域連合の具体的な取組み（市町村への支援）」の①に詳細を記載。）を実施している。相談内容は

- ・ 徴収にかかる基礎的な知識
- ・ 具体的な滞納案件に対する今後の指針、注意点
- ・ 今後生じ得る法的事象に対する事前確認

等、収納にかかわることについては広く助言、情報提供を受けられるので、積極的に活用すること。

① 特別徴収の適切な実施

特別徴収は確実な収納が見込めることから、以下の取組みを行うことにより、保険料全体に対する特別徴収の比率を高める必要がある。

- ・ 特別徴収の捕捉回数を増やし、年齢到達者等の特別徴収への切替えを可能な限り早期に実施する。
- ・ 特別徴収の平準化を実施することで、施行令第23条第1号（1／2判定）により徴収方法が特別徴収から普通徴収に変更される被保険者を減らす。
- ・ 施行令第23条第3号により、特別徴収から申請により普通徴収に変更したものの滞納が続く者は、再度特別徴収に切り替える。

② 口座振替の推進

普通徴収における納付書支払いは、納め忘れ等の保険料の未収に繋がる可能性が高くなることから、普通徴収は可能な限り口座振替に切り替える。

予め口座が登録されていれば、施行令第23条第1号（1／2判定）に該当し特別徴収から普通徴収へ変更となってしまった場合、当該口座情報を活用することで、納付書での支払いとなることを防ぐことも可能となる。

④の広報活動の一環として、保険料額決定通知書等の送付物への口座振替依頼書の同封や窓口対応時の手渡しなど、積極的に勧奨を行う。また、ペイジー口座振替の導入などの環境整備を推進する。

③ コンビニ収納やスマートフォン決済等の実施

利用しやすいコンビニエンスストアでの収納やスマートフォン決済アプリを利用し、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、納付者が指定した金融機関口座やあらかじめチャージした残高から納付ができるスマートフォン決済の導入を実施する。

被保険者の状況にあった時間や場所での納付が可能となり、被保険者の利便性を向上することで収納率向上に結び付ける。

④ 広報活動

市町村の広報紙やホームページの積極的な活用、75歳年齢到達時のお知らせや保険料額決定通知書への広報チラシの同封により、保険料の納付勧奨や納付方法等について被保険者等に周知し、納付に対する理解を高めていく。この際、相手が高齢者であることを考慮して、理解しやすい文面・表現とするよう努める。

特に、年齢到達者に対して、国民健康保険の特別徴収や口座振替が継続されないため、後期高齢者医療制度の口座振替の申請を勧奨する取組みを重点的に行う。

※ なお、令和7年度においては、後述のとおり、一定の条件を満たす場合、後期高齢者医療制度の口座振替の申請を勧奨する取組みを行った市町村に対し、補助金の交付を実施する。

⑤ 電話等による納付勧奨

コールセンターを設置する等、納め忘れ防止等のための定期的な電話催告を実施し、納付相談の機会の設定や口座振替の勧奨を行い、収納率向上に結びつける。特に、初期滞納者に対しては、比較的滞納額が少ない時点での勧奨となり、納付に結び付く可能性が高い。滞納を長期化させないためにも重要である。

なお、平日の日中では接触できない場合は、必要に応じ夜間や休日に実施する。

⑥ 督促状、催告書等の送付の徹底

督促状は、市町村の財務規則等で規定されている期間内に発送する。その際、納付書兼用の督促状若しくは納付書同封のものを発送する。督促状を発送した後は、定期的に催告書等を発送し、滞納状況に応じて「最終催告」や「差押予告」といった文面に変更した催告等も取り入れていく。また、封筒や用紙の色彩や文字の字体等を工夫することで、確実に開封し、理解していただけるよう工夫する。

⑦ 臨戸訪問

電話で連絡が取れない者や督促状や催告書等を発送しても納付がない者に対し、臨戸訪問を実施する。その際、口座振替の申込みを勧奨する。

また、自主納付が基本であるが、市町村の実情に合わせて、身体に障がいがある等の事由により外出が困難な者への臨戸訪問も検討する。

不在、その他の理由により、平日の日中だけで臨戸訪問ができない場合は、夜間及び休日にも実施する日を設け、積極的に滞納者への接触を図る。

⑧ 関係部署との連携

保険料の滞納がある者は、他の徴収担当部署や関係者等と情報を共有するなど、個別の状況を適切に把握し、効率的な収納対策を実施する。

生活困窮の状況にあると認められる者については、生活困窮者支援担当や生活保護担当など、適切に担当窓口につなぐ。

⑨ 未納者に対する納付交渉

電話や臨戸訪問により滞納者と接触することで、生活状況等を把握し、分割納付・減免等の活用を含め、完納することを前提とした納付計画を被保険者と共に作成し、適切な収納に結びつける。

⑩ 滞納処分の実施

滞納が続く者に対しては、早期に財産調査を行い、差押可能財産の把握を行う。

差押可能財産があるにもかかわらず、催告書等に応じず保険料を納めない被保険者に対し、法第 113 条の規定に基づき、すみやかに差押等滞納処分を行う。

滞納処分は、滞納額が大きいものから着手するなど、効率良く事務を進めていく。

なお、財産調査の結果、差押可能財産がないことが判明した場合には、執行停止を行うことで適切な収納管理を行う。

5. 広域連合の具体的な取組み（市町村への支援）

市町村に対し、後期高齢者医療の運営が健全かつ円滑に行われるよう、大阪府が必要な助言及び適切な援助を行い、広域連合は大阪府と協力し、府内全体の保険料収納率の向上をめざすため、次の取組みにより市町村を支援する。

① 法律相談等市町村支援業務

大阪府内の全市町村が保険料の徴収に当たって法的課題に直面した際に、その解消を支援するため、広域連合は弁護士に委託し、市町村担当者が法律上の助言又は情報提供を受けられる事業を実施する。

広域連合は、各相談の相談結果報告書を取りまとめ、データベース化し、メール等で市町村と共有する。

② 保険料収納対策事業支援補助金

普通徴収に占める口座振替の割合を増加させることで、収納率の向上に寄与することを目的に、広域連合は市町村による年齢到達者への口座振替勧奨の時期を早める取組みを実施した市町村に対し、郵便料金等へ補助金を交付する。

③ 収納に係る情報収集及び提供

収納にかかる情報について、市町村の協力のもと以下の情報収集及び提供を行う。

- ・ 毎月の市町村別保険料額収納率等一覧表
- ・ 収納率が高い、もしくは収納率の上昇が著しい市町村への調査結果（収納率向上に向けた取組みを記載。）
- ・ 収納率の低い市町村が作成した改善計画の取りまとめ（市町村の収納対策上の問題点や収納率向上に向けた立案等を記載。）

④ 訪問協議の実施

広域連合は、収納率の低い市町村の担当部署を訪問し、収納担当者等から現状を把握した上で、取組みの強化策等を協議し、収納率の向上につなげる。

⑤ 収納担当学会議の開催

広域連合は、大阪府と合同で後期高齢者医療保険料収納担当学会議を開催する。会議では、主に以下を実施する。

- ・ 市町村が収納対策にかかる意見交換、情報共有を行い、効果的かつ効率的な収納対策を検討するための機会の提供。
- ・ 当該年度の収納対策上の課題等の分析内容を発表。
- ・ 収納対策に精通した講師等を招き収納対策に関する研修等を開催。

これらにより、収納担当者の技術及びモチベーションの向上を図り、滞納処分の実施を促進することで、府全体の保険料収納率の向上をめざす。

広域連合では、上記以外にも、生活保護の全件調査による資格の適正化、市町村及び医療機関等に配布する冊子への口座振替推進記事の掲載、並びに年齢到達時における資格確認書等を送付する際の封筒を口座振替推進の案内を封入するために開封して納品することなど、事務の改善や効果的な事業実施に向けて取り組んでいる。

今後も収納率の向上につなげていくための新たな手法等の調査・研究を行い、市町村の取組みを支援する。

また、他府県の広域連合と情報交換を行い、市町村への支援策を検討する際の参考にするとともに、特別徴収の早期開始や国保からの引継ぎ、1／2判定の是正等、保険料収納業務に係る制度改善について、引き続き国に要望していく。